

令和5年第10回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年10月5日（木）13時32分から14時18分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員（16名）

会長	19番 原 心一
会長職務代理	2番 山崎 彰
委員	1番 山内 茂 4番 藤原 新市 5番 堤 昭雄
	6番 竹村 純吉 8番 西村 広幸 9番 三木 克司
	10番 岡本 博臣 11番 竹平 豊久 12番 西岡 久
	13番 森田 良彦 14番 上島 陽子 15番 五百蔵 純太
	17番 岡田 修一 18番 宗石 大輔

4. 欠席委員（3名）

3番 小松 和啓 7番 三谷 富重 16番 門脇 義人

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 非農地証明願いについて
第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第4号 農地法第5条の規定による届出について（報告）
第5号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第6号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 和田 雅充
事務局次長 岡村 昭彦
事務局主幹 高月 陽生
農地主幹 大介 達也
農地係長 沖 好子

7. 会議の概要

事務局

開会（13時32分）
はい、それでは定刻になりましたので、定例会の方を始めたいと思います。
それではただ今から、令和5年第10回の農業委員会総会を開催致します。香美市農業委員会規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いします。

議長

皆さんこんにちは。暑い暑いと言ってました季節もですね、やっと秋の兆しが見えるようになる季節になりました。これから先過ごしやすい時期になろうかと思います。まだ遅い稲を作ってる人はこれからも稲刈りが残っちゃうというふうなこと也有ってですね、大変お忙しいと思いますが、今日はご参加いただきまして有難うございました。あとその他の件の中で先程地域計画の資料の話がありました。認定農業者等になってる方には送っておられるらしい。委員

さんの中にはですね、15名の方に今日の説明をさせていただく資料を配らさせていただいてます。まだ家へ届いてない人もおろうかと思いますが、私は昨日郵便で届きました。その関係でですね、全員がその返信がいただけたらありがたいですけども、どうしても返信が来ない場合、各地区の農業委員、推進委員さんにですね、そのお家に出向いてですね、聞き取り調査をお願いをしたいと思います。そんな関係でですね、今日はその資料にアンケートの内容を説明をさせていただいて皆さん方に仮に農家の方々のところへ行って面接をして書いて貰わなかいかんということになった時にですね、皆さん方が戸惑わんようにいうふうに説明をしてですね、ここはこういうふうな書き方というふうな説明をしたいと思いますので、すいませんが、若干お時間をいただきたいと思います。それからこれも早くから予定にしちよかなあいかんと思ってまして、先般事務局ですね、今年は忘年会を出来るだらうかやりたいなという思いもします。それで日程的にはですね、12月の定例会の次の日の金曜日にですね、したいというふうに思ってますので、ひとつ今から予定を立てていただいておっておりたいと思います。なお、その時にですね、今まで歓送迎会を全然してませんので、今まで事務局で歓送迎会の無かった事務局の職員の皆さん方にもご案内をさせていただきたいというふうに思ってますので、ご理解をいただきたいと思います。場所としてはですね、山田であかしやで予定をしてますので、すいません、よろしくお願ひを致したいと思います。

それでは本日の会に入つて行きたいと思いますので、順次よろしくお願ひをしたいと思います。資料の議案書に沿いまして、順次第1号から進めていきたいと思いますので、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田字島田1960番、地目は田、面積は2,959m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は8,251m²、譲渡理由は農業をしない為、譲受理由は経営規模拡大、資料は1で10a当たり33,795円で総額100,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町字前山377番11、地目は田、面積は292m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は6,170m²、譲渡理由は持ち分1/2を贈与、譲受理由は持ち分1/2を受贈、資料は2です。

ちょっと補足をさせていただくんんですけども、ここは土地については税の方では雑種地扱いということで、ちょっとなつておるんですけど、地域のですね、田役の方で管理をしてきている経過がありまして、その所有についても共有で田役のメンバーの方が出てきておったところなんですが、本土地については地図混乱地域っていうんですね、公図と現地とが合わない現場です。ちょっと今回写真資料に載せてるんですけど、筆界というと航空写真の図の線とですね、場所とは全然実は場所が違つてまして、ただこれはもう地域の田役の方がここで活用しているという現地も確認して、地図、その公図とは位置が全然合わないんですけど、現地のそこの場所ということでそこを取引するということでさせてもらつますんで、ちょっと図と合わない部分があるんですが、ご理解いただけたらというふうに思います。

次3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町日浦込字岸ノ下60番、地目は田、面積は238m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は3で10a当たり100,000円で総額23,800円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百歳字東屋式1696番、地目は田、面積は727m²、外1筆、計2筆で合計面積1,655m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は農家創設、資料は4で10a当たり500,000円で総額827,500円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町董生野字西ヲソバ
110番1、地目は田、面積は777m²、外2筆、計3筆で合計面積1,185m²、
譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は17,285m²、譲渡理由
は労力不足、譲受理由は経営 規模拡大、資料は5で10a当たり801,688円で
総額950,000円です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町大柄字上ヘタノ尾
1308番1、地目は畠、面積は112m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、
譲受人の耕作面積は4,152m²、譲渡理由は経営縮小(高齢化)、譲受理由は経営
規模拡大、資料は6で10a当たり446,429円で総額50,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている
調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。
以上です。

議長

以上第1号につきまして事務局から説明がありましたので、ただ今より質疑
を行いたいと思いますが、何か質問ご意見ありませんかね。
ちょっとすいません、地区の方で補足がありますので、よろしくお願ひします。

委員(8番)

申請番号1番の山田町字島田のやつですけど、金額が総額10万というがでな
ってます。2反9畝もあるやつを10万いうておかしいと思いますけど、■■■
さんと■■■というがは、■■■さんの叔父さんが■■■になります。今現在
■■■さんがハウスを5連棟のハウスを建てて、前から作ってますので
これを叔父の■■■さんがもう農業しないということで10万ということで、ま
あいうたら贈与みたいなもんになりますので、それを報告しておきます。以上
です。

議長

この件につきましては■■■さんのお見さんが亡くなっています。そんな関係で
ですね、兄弟でしたけれども、お兄さんが亡くなり、■■■さんでいう人は娘
さんでして■■■というところへお嫁にいらっしゃいます。けれども娘さんの名
義にしてですね、昔々のことは知りませんけれども、農地を持つちょっとでも弟
さんは農業をしないので、お兄さんの方に、贈与する予定があったかもしれません
けれど、亡くなつたので娘さんに贈与と。この際亡くなつた■■■さんとい
いますが、その方の分を■■■さんに全部相続しゆうらしいです。その時に一
緒についていにというたら言い方悪いかもしれません、全て■■■さんに名
前を変えるというふうな手続きの中でこういう部分にならぬということです
のでご理解いただきたいと思います。それから2番につきましてもですね、私
も■■■さんという人から相談を受けましたが、実はこれ上井の川役の総代さん
を務めよたつた■■■さんがですね、役員も辞めたので、今の役員さんの■■■
さんに変わって欲しいというふうなことの中で■■■さん、今会長をしゆうと思
いますが、■■■さんの名義持分1/2役員をしつった人の名義をですね、役員か
ら外れたので会長の■■■さんに譲られたということです。場所的にはここにも
書いてますし、それから農地ではありませんので上井の川役の人がですね、こ
うやって昔から財産的に持つちゆうっていうたらおかしいかもしませんけど、
こういう土地があって役員になつたらその権利を受け継いでいくというふ
うなことで現在も進んでおるらしいです。そういうことです。すいません、他に
何かご質問ありませんか

-----質 疑 な し -----

議長

格段無ければですね、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか
ね。

-----異 議 な し -----

議長	はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、賛成の方の举手をお願いします。
-----全員举手-----	
議長	はい、全員賛成です。有難うございました。 続きまして議案第2号非農地証明願いについての説明をお願いします。
事務局	<p>議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。</p> <p>1番、申請地は土佐山田町山田字稻荷ノ西1739番1、地目は畑、面積は115m²、外4筆、計5筆で合計面積1,105m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「昭和27年10月21日以前から家が建っていた。」調査員は西村 委員で資料は7です。</p> <p>2番、申請地は香北町朴ノ木字政所260番、地目は田、面積は72m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「昭和22年頃当該地に家屋を建築して、家の敷地及び庭として使用している。」調査員は三谷委員で資料は8です。</p> <p>なお今日三谷委員さんお休みになっておりますけれども連絡をいただきております。特にこれは問題は無い案件だということで連絡をいただいております。</p> <p>続いて3番、申請地は香北町太郎丸字後口屋式710番1、地目は田、面積は319m²、利用状況は雑種地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「申請地は平成18年8月頃建設会社の営業所敷地として雑種地となり、現在に至っている。」調査員は武内 推進委員で資料は9です。</p> <p>それから4番、申請地は物部町神池字ナト565番イ、地目は畑、面積は1,586m²、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「周囲が山林であり、耕作条件が悪かったので平成元年頃植林し、現在に至る。」調査員は岡本委員で資料は10です。以上です。</p>
議長	はいそれではすいません、1番補足説明を西村委員お願いします。
委員(8番)	<p>資料7-1を見てもらったらいいです。赤でばっかり写ってますけど、現在も全体的に宅地になってまして、昭和27年以前頃からおじいさんのこの[REDACTED]さんのお父さん、おじいさんの頃からもうずっと家を建てて27年頃からお父さんが家から倉庫、倉庫なんかはちっと増築したところもありますけど、全体的に、隣接地にも問題無いと思いますので、以上、報告しておきます。</p> <p>それと最初の3号で申請番号1番のところのその[REDACTED]さんという、お母さんが[REDACTED]さんですので、前の時はまだ[REDACTED]さんの名前で申請が出てきましたので。そのことを報告しておきます。問題は無いと思います。</p>
議長	すいません、2番の三谷さんはですね、事務局より報告がありましたので、3番武内さんお願いします。
推進委員(10番)	<p>資料の9-1を見て下さい。場所は国道195号線のJRのバス停の岩改口になります。そこから東へ100m位行ったところにある建設会社です。中島工務店。この下の710-1の写真で、①②と①、上の方は全部物部川です、ここは、②の方のこっちが全部川です。すいません。9-2を見て下さい。①が西から写した写真、②が東から写した写真です。現在もこのように資材置場とか駐車場等に使用してまして、別にこれ問題無いと思います。以上です。</p>
議長	はい、有難うございます。続きまして岡本委員すいません。

委員（10番） 資料10-1をお願いします。物部町神池565番イですが、現地は物部町大柄から約8キロくらいの距離であります、物部町神池にありまして、ヤリ水というところに旧大柄高校の実習農業今は高知農業の実習農業になっているようですが、その横をですね、先程ヤリ水線が通っています、そこから約2キロくらい作業道を進んだところに現場があります。下の写真を撮った方向からは知っております周囲全て山林となっております。次のページ資料10-2と10-3をお願いします。現場をですね、作業道のすぐ前にあります、平成元年頃に植林をしたということですので、計算しますと34年生以上ということになっておりまして、15年生の期間をクリアしておりますので問題無いと思います。先程も言いましたけど周囲は全て山林になっておりますので問題無いと思います。以上です。

議長 はい、どうも岡本委員説明を有難うございました。
それでは議案第2号の非農地証明願いについてのご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

――質疑なし――

議長 格段無ければ、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

――異議なし――

議長 はい、それでは議案第2号非農地証明願いにつきまして賛成の方の举手をお願いします。

――全員举手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは議案第3号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、申請地は上佐山田町字西野溝ノ北813番3、地目は田、面積は935m²、外3筆、計4筆で合計面積、8,175m²、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日、成立日、引渡日共に令和5年9月1日、解約理由は病気等で労力不足のためです。

2番、申請地は香北町清川字萩原2203番、地目は田、面積は459m²、外3筆、計4筆で合計面積、3,963m²、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日、成立日、引渡日共に令和5年8月31日、解約理由は借入の一身上の都合のためです。

3番、申請地は香北町有瀬字上岸田155番1、地目は田、面積は301m²、外1筆、計2筆で合計面積、562m²、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日、成立日、引渡日共に令和5年8月16日、解約理由は病気等で労力不足のためです。以上です。

議長 以上、議案第3号説明が終わりましたが、何かご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

――質疑なし――

議長 格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので報告のみと

させていただきたいと思います。

続きまして議案第4号農地法第5条の規定による届出の報告について説明をお願いします。

事務局

報告第4号 農地法第5条の届出報告について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字百石郷91番15、地目は田、面積は159m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は住宅1棟、資料は11で調査員は事務局高月です。以上です。

議長

はい、以上、説明が終わりましたので、議案第4号の農地法第5条の届出の報告ですが、皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、ありませんかね。

-----質疑なし-----

議長

格段無いようですので、ここも市街化区域内の案件ですので、報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第5号香美市農用地利用集積計画の諮問ですが、説明をお願いします。

事務局

はい、議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。

1番、土佐山田町の農地2筆、合計3,179m²を[REDACTED]の[REDACTED]さんから高知県農業公社が購入、このあと、[REDACTED]の[REDACTED]さんが水稻を栽培する予定になっています。

続いて、通常の貸借権になります。

1番、再設定で、土佐山田町楠目の農地11筆、合計3,771m²を[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は10年です。以上です。

議長

はい、以上、説明が終わりましたので、議案第5号香美市農用地利用集積計画についての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

格段ありませんか。

-----質疑なし-----

議長

無ければ、採決に入りたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは議案第5号香美市農用地利用集積計画の諮問ですが、賛成の方の举手をお願いします。

-----全員举手-----

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは議案第6号、その他の件ですが、事務局の方から何か、そのさつき言った計画のことについて説明を、資料に沿って説明をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局

すいません、地域計画の作成に伴って、農業委員会でも意向調査を農家さんにさせてもらっていますね、最終的には目標地図ということで地図を作っていくわけですが、まず第1段の調査で認定農業者さん、広域の方も含めて、今週月曜日にアンケートを発送させていただきました。会長からも話があったと思う

んですけども、委員さん、推進委員さんに関係した方で 15 名に送っております。法人とかもありますので、法人は法人で回答ということもあると思うんですけども、アンケートの項目、細かくこうあるんですが、今日はまあ、ひとつひとつについてこうこうっていうのはちょっと時間もありませんし、実際記入をするにあたって、疑問とか等々ありましたら、また連絡を頂けたらと思いますけども総じた話をしてお話しをされるとですね、継続をされる方はあまりその何ていうか昨日もちょっと連絡が、お名前を聞いてないんですけど、ちょっとおひとりあります、なかなかアンケートってひとつ一つの項目丁寧に答えて、大変は大変なんですよ。人農地・プランの時のアンケートを取ったっていうことですが、それよりは確かに細かいと、國の方ではですね、一応必須項目っていうのは上げておって、今回まあ、前にも話をさせていただいたんですが、南国・香美・香南で大体共通したものをということですり合わせをして出しておりまして、項目については極力絞った方なんですで、アンケートについては経営の意向とあと農地の意向とっていう 2 種類にして送っていますが、ちょっとこっちで書いた部分とこっちで書いたことでちょっと「んっ」というような合わんようなこととか、疑問がありましたらですね、連絡いただけたらまた個別に対応させていただきたいと思います。委員さん、推進委員さんについては 15 名ということですが、なおその他結局広域の方含めて 200 人、まあ 200 通程度送ってますので、地域での関係の方とか含めて回収していくにあたってはご協力を是非お願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。ちょっとバタバタしたんですが、封筒についてはですね、抜かってないとは言いませんので確かに入つてない場合があるかもしれませんけど、一応入れたは入れただと思いますので、無ければですね、ご連絡いただけたらお渡しますので、すいませんが、よろしくお願い致します。以上です。

議長

1 ページから順番にちょっとこう説明をしてみんなに腹入れちょっともううて、それで自分ところは書けるけどよね、ひょっと委員さんが聞き取り調査に行かなあいかんなった時に、相手方に説明せんとあしゃあわからんて言われたら書くことが出来ませんのでそのことちょっとわかる範囲で皆さん方に又説明しようたら皆さんからご質問があるかもわかりませんのでよろしくお願いします。

事務局

そしたらですね、ページがふってあると思うんですけど農業経営意向に関する調査票というのがまず最初にあっております。これについてはまず 1 番で今後の経営に関する意向ということで、拡大していくのか、それとも現状維持か縮小していくか、それから経営移譲していくかというふうなこととかを中心ですね、まず入り口で聞くようになってます。それぞれですね、拡大、維持、縮小、まあ移譲というたことについて次の設問の 2 からですね、具体的に続けていく年数とか、辞めるにせよ、何年では辞めるからとかがあつてあります。続いて規模の拡大についてはどれくらい規模を拡大するかといったところですね、を聞いております。縮小についても、その続けて 4 番以降含めて順に答えていくようになっています。ちょっとなかなかねアンケートの提出期限というのもひと月ってということで 10 月末にさせてもらってるんで決めかねるようなこともあるかと思いますが、一応その地域計画の策定の期間上のこともあるんですね、今年度中にはもう基本的に意向を取れるところは把握しておきたいこともありますので、ちょっと期限が無いんではあるんですが、なるべく出していただくようにお願いしたいということになってきます。ちょっとその事務局の方にですね、私自身も担当でやってますけども、項目自体を委員さん、推進委員さんだけじゃないんですけど、届いたアンケートによってですね、反応の出方っていうのはちょっと私も想定がなかなか十分出来てなところもありますので、率直にここはこうやらんとちょっとよう答えるでというのも含めですね、おっしゃっていただけたらと思います。ちょっと正直どういう返事

でくるか十分いろんな状況がね違つてたりすると思うので、そこは聞いて頂いたらと思います。確かに設問10番とかでも売買、貸借ていうようなこととかありますが、現地点でなかなか決めてないということとかもなかなか書けないじやないかなということもありますので調査には期限があるんですが、出来る範囲でお答えいただけたらと思います。地域計画自体はなるべく活用できる農地は集約をしてということと利用集積を図るということも重きを置いてますので、そこの辺りを念頭に置きながらですね、回答もしていただけたらと思います。続いて農地の意向に関する調査ということで、もういっこの調査ですけども、これについてはですね、ちょっと香美市・南国市・香南市で状況が必ずしもちょっと一致しないというのは実は農地1筆1筆を最終的には國の方は今後どうするんだっていうのを把握したいっていうことみたいなんですけど、なかなか1筆1筆についてどうするっていうのも全部を活用されておったらですね、総じても引き続いて今のまま行くとかいうことは言えると思うんですけど。農地を持っておっても使ってないとか農家をしてないっていう方にアンケートが行つてもですね、なかなか回収出来んということがあると思います。あえて今回はそれが皆さんが持つてる農地のリスト、農家台帳から出してですね、送つて1筆1筆どうするんだという話をしてもいいんですけど、認定農業者さんであればご自身のその農地ってほぼ把握されてると思うんですけど、なかなか送つた先に農地がきれいに把握できていない場合も含めてちょっと短期間のうちでそれを一個一個十分考えてる時間が無いっていうこともあってほんとは今回送らさせていただいたアンケートにあんたはこの土地持つてますというリストを付けた方が親切なんですけど、そこはちょっと出来ておりませんので、代わりに1枚しかないんですけど、特別こここの農地はこうするんだっていうことがあればですね、空欄になつてますけどA3の1枚物のですね、後ろに折りたたんだ分が紙があると思います。それに記入をしていただいてもちろん人によって何十筆も持つてるとかいう方もいらっしゃったものでそれをなかなか1個ずつということにはならないと思うのでそういう方はそれこそ全体的に今持つちゅうところはそのまま活用して自分が続けますということでそれを持って一切の回答できるかどうかちょっと確認しますけど、それでいいけるんだつたらですね、もう細かいこといちいち一個ずつ回答せえでもよangularかもしれませんので。ちょっとそこら辺もちょっと確認もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

議長 さつきのこの最後のよ、ページ書かなあいかん。それは作付けの申請があるろう。農業委員会の東側でやりゆう、あそこへ全部データ出ちゅうね。

事務局 もちろん台帳自体は事務局にあるのでこの人がどの土地持つてますよは、わかつてます。そのうえでなおかつその時の意向っていうのも転作の方へ出てきちゅうのを含めてあると思うので。

議長 転作のを見たらよ、全部作付け何を植えちゅうか、何を作ちゅうかは全部出しちゅう。そのデータを使ってもらってかまん。

事務局 どっちかいうとその今後の意向のことが大事で今こうやけど、今後もそれを続けるのか辞めるのか違う事するのかていうところをあえて聞いて書いていただく。変わりが無かつたら今うちで台帳で把握してる分で継続ってことになろうかとは思います。以上です。

議長 はい、わかりました。何かご質問はありませんかね。
はい、ちょっと待つて依光君。

推進委員 さつきからしやべりゆうけどまったく、認定者が今からざつたら僕らが指導

(3 番)	しに行く僕らは初めて書類来てなんちやあ見てないのに、何をやってえいのかわからん、まず自分らあにちゃんとした説明をしてもらうて認定者はあなたんくは誰と誰と個人情報はあるかもわからんけど、言うてもろうて、そうやつてしていかんとよね、こりや難しいのうゆうてなかなか書いてくれるような人はおらんのじやないろうか。まあその紙面を見たら、分かるけんど何かそんな事急に言われても、なかなか回答まあ1回自分がこれをやってよね、どんなもんかゆうて当てはめて、自分でやつたらどうなるかとこれ僕が提出するわけじゃないろう来ちゅうがはねえ。
事務局	一旦該当の人だけです。
推進委員 (3 番)	そうやろう。だから該当の人へ封筒へ行ったわけよね。僕らその人が誰かいのもまったくわからんわけよね。そのリストをちょっと欲しいですね。個人情報で出来るかどうか分からんけんど。そうやないと。
事務局	基本的にはですね、返信用封筒で送り返していただくというのが基本です。その中でですね、帰って来ん人について声がけをしていただくというところはお願いしたいところであります。中味につきましてはなかなか人によってもいろいろ個別の事情が違いますので、なかなかそれはわかりにくいくらいと思いますので直接うちへ聞いていただけたらと思います。
推進委員 (3 番) 議長	そういうふうに言うたらえいがやね。 中身は一緒やきね。
推進委員 (3 番) 議長	これと一緒にすること。 中味は一緒。全く一緒。ほんでみんなにいっちゅうところの分も一緒。ほんで聞き取りに行ったときに相手方からですね、ここがわからん、ここがわからん、と言われた時には全く一緒ですので自分が書いた想いでですね、相手に伝えてもらうたらえいと思います。ここはこうする、ああするというのかは。西村君。
委員(8番)	以前、農地プランの関係で全部アンケートの封筒を出して返らんところは自分が足運んで聞き取りして1回やりましたわ。その時に結果が出て、それと圃場整備したところはですわね、よう講習会何かでまっ角でまだ細いところは色がばらばらでいろいろあったがを集約して個人別にするとかいうやつなんかも1回うちの地元でもやりましたけど、圃場整備しちょったらよね、もう現状ハウスも建てて圃場整備する時にここへ引きますってようよう納得していってもらうちゅうがをまた別の人がこうやつたりしてよね、やるゆうたらなかなか出来んですわね。もう今ハウスも建ててうちの辺なんかもハウスがべつとり建つて、いごこうにもいごけん、どつかへハウスを建てたいと言うても人のところを借りてハウス建ててやってるばあで、ほんでそんな今日出しても耕作しやあせん人は現状維持で何とかおりゆうと、ほんどうよう作らん人はうちの山を生姜にあてたりしてやりゆうですわね。大体のところはもう現状維持やつたらそのA3のやつは現状維持でやつて構いませんか。
事務局	構いません。
委員(8番) 議長	それじゃあ、以上です。 まあ、あのう構造改善しちゅうところなんかはほとんど委員さんは、この用

は誰が作って誰がハウスを建ててということは大体はわからぬうと思いますので。その範囲内ですね、書いて頂いて、それから相手方へ行った時もこの土地については誰誰に貸しちやあらあねとハウスが建つちよらあねとかいうふうなことが分かると思いますので、全然作らんずつ全部貸しちゅう人なんかもおる、そこへも行つちゅうかもしれん。けれども委員さんがそれを把握してくれちゅうろうきよ、ちょっと話し合いをしてよね、ちょっとそれで補足の説明をしてアンケートを仕上げてもらいたいということです。まあ、あのうやりよってひよつと分からんところがあつたりしたときにはこの会もあって、その時に相談もいいし、また事務局の方と相談してもらったらですね、事務局の方もそれなりに今年から職員も増やしていただいてますので対応してくれると思いますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

事務局

なかなか細々みんな事情が違うんでこのひとつくりじゃあななかなか書きにくいとは思いますんで、すいませんが。

議長

この件についてはですね、また皆さん方も家へ帰つたら、来ちよつたらですね、ちょっとこう目を通してくださいで自分で書きよつたらおかしいところがあつたら次の会あたりで聞いて頂いて結構ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから他には忘年会のことも私の方からちょっと説明をさせていただきましたが、これもですね、参加できる人だけで一緒にやりたいというふうに思つてますのでよろしくお願ひしたいと思います。それでは後ですね、ちょっと小休をさせていただいて皆さん方にいつもやっておる農地利用最適化推進意見交換会のあつせん報告も出でますのでよろしくお願ひしたいと思います。すいません、少しだけ休憩します。

閉会（14時18分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

原心一

署名人

堤昭雄

署名人

藤原新市